

岩手県告示第898号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成25年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 検査年月日     | 検査場所           | 検査開始時間 |
|-----------|----------------|--------|
| 平成26年1月6日 | 遠野市畜産振興公社遠野馬の里 | 午前11時  |